

○町田市家庭的保育事業等の認可等に関する規則

平成27年3月31日

規則第13号

子ども生活部子育て推進課

改正 平成28年3月11日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の15第2項に規定する認可及び同条第7項に規定する承認に関し、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可申請書)

第2条 省令第36条の36第1項の規定による申請は、町田市家庭的保育事業等認可申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、当該申請に係る事項について、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(認可証等)

第3条 市長は、法第34条の15第2項に規定する認可をしたときは、町田市家庭的保育事業等認可証（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

2 法第34条の15第6項の規定による通知は、町田市家庭的保育事業等認可申請却下決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(変更の届出)

第4条 省令第36条の36第3項又は第4項の規定による届出は、町田市家庭的保育事業等認可事項変更届（第4号様式）により行うものとする。

(廃止又は休止の承認申請書等)

第5条 省令第36条の37第1項に規定する承認の申請は、町田市家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第34条の15第7項に規定する承認をしたときは、町田市家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日規則第38号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。